日調連発第２７６号
令和６年１２月１０日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正及びこれに伴う不動産登記事務の取扱いについて（参考送付）

標記について、法務省民事局民事第二課から、別添のとおり情報提供がありましたので、参考までに送付します。

法務省民二第１６７５号
令和６年１２月２日

法務局長　殿
地方法務局長　殿

法務省民事局長
（公印省略）

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正について（通達）

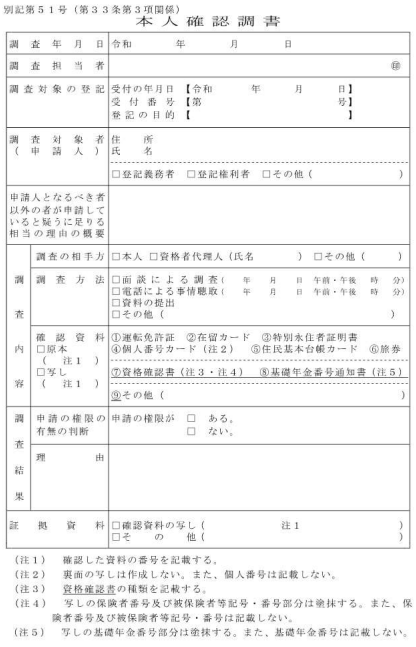
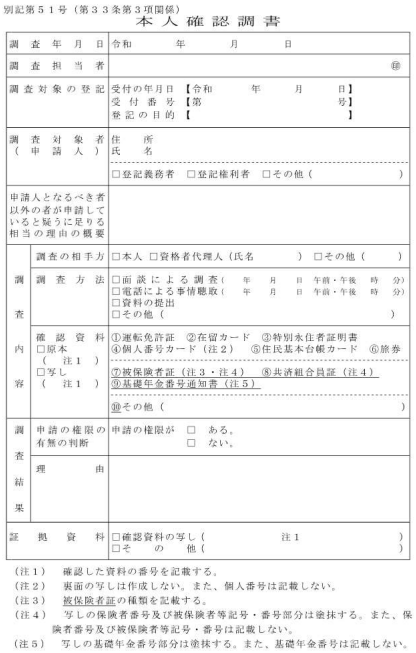
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第４８号）の一部等の施行に伴い、平成１７年２月２５日付け法務省民二第４５６号当職通達「不動産登記事務取扱手続準則」の一部を下記のとおり改正し、本日から施行することとしましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（登記官による本人確認） 第３３条　［略］ ［２～４　略］ ５　登記官は、文書等の提示を求めた場合は、提示をした者の了解を得て、当該文書（国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療保険、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済制度の資格確認書又は健康保険日雇特例被保険者手帳にあっては保険者番号及び被保険者等記号・番号（国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第１１１条の２第１項に規定する被保険者記号・番号等、健康保険法（大正１１年法律第７０号）第１９４条の２第１項に規定する被保険者等記号・番号等、船員保険法（昭和１４年法律第７３号）第１４３条の２第１項に規定する被保険者等記号・番号等、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第１６１条の２第１項に規定する被保険者番号等、国家公務員共済組合法（昭和３３年法律第１２８号）第１１２	（登記官による本人確認） 第３３条　［同左］ ［２～４　同左］ ５　登記官は、文書等の提示を求めた場合は、提示をした者の了解を得て、当該文書（国民健康保険、船員保険、後期高齢者医療保険若しくは健康保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証又は私立学校教職員共済制度の加入者証にあっては保険者番号及び被保険者等記号・番号（それぞれ国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第１１１条の２第１項に規定する被保険者記号・番号等、船員保険法（昭和１４年法律第７３号）第１４３条の２第１項に規定する被保険者等記号・番号等、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第１６１条の２第１項に規定する被保険者番号等、健康保険法（大正１１年法律第７０号）第１９４条の２第１項に規定する被保険者等記号・番号等、国家公務員共済組合法（

条の２第１項に規定する組合員等記号・番号等、地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号）第１４４条の２４の２第１項に規定する組合員等記号・番号等又は私立学校教職員共済法（昭和２８年法律第２４５号）第４５条第１項に規定する加入者等記号・番号等をいう。以下この項において同じ。）が記載された部分を除き、基礎年金番号通知書（国民年金法施行規則（昭和３５年厚生省令第１２号）第１条第１項に規定する基礎年金番号通知書をいう。）にあっては基礎年金番号（国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）第１４条に規定する基礎年金番号をいう。以下この項において同じ。）が記載された部分を除き、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）にあってはその裏面を除く。）の写しを作成し、本人確認調書に添付するものとする。ただし、了解を得ることができない場合にあっては、文書の種類、証明書番号その他文書を特定することができる番号等の文書の主要な内容（保険者番号及び被保険者等記号・番号、基礎年金番号並びに個人番号（同条第５項に	昭和３３年法律第１２８号）第１１２条の２第１項に規定する組合員等記号・番号等、地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号）第１４４条の２４の２第１項に規定する組合員等記号・番号等又は私立学校教職員共済法（昭和２８年法律第２４５号）第４５条第１項に規定する加入者等記号・番号等をいう。以下この項において同じ。）が記載された部分を除き、基礎年金番号通知書（国民年金法施行規則（昭和３５年厚生省令第１２号）第１条第１項に規定する基礎年金番号通知書をいう。）にあっては基礎年金番号（国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）第１４条に規定する基礎年金番号をいう。以下この項において同じ。）が記載された部分を除き、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）にあってはその裏面を除く。）の写しを作成し、本人確認調書に添付するものとする。ただし、了解を得ることができない場合にあっては、文書の種類、証明書番号その他文書を特定することができる番号等の文書の主要な内容（保険者番号及び被保険者等記号・番号、基礎年

規定する個人番号をいう。）を除く。）を本人確認調書に記録すれば足りる。	金番号並びに個人番号（同条第５項に規定する個人番号をいう。）を除く。）を本人確認調書に記録すれば足りる。
別記第５１号（第３３条第３項関係） 	別記第５１号様式（第３３条第３項関係） 
備考　表中の［］の記載は注記である。	

法務省民二第１６７６号
令和６年１２月２日

法務局長　殿
地方法務局長　殿

法務省民事局長
（公印省略）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部等の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて（通達）

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和５年政令第３１７号。以下「特別児童扶養手当法施行令改正令」という。）が令和６年７月１日から施行され、また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第４８号。以下「番号法等改正法」という。）附則第１条第２号に掲げる規定、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和６年厚生労働省令第１１９号。以下「厚生労働省整備省令」という。）、国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（令和６年財務省令第６４号。以下「国公共済法施行規則改正省令」という。）、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（令和６年内閣府・総務省・文部科学省令第５号。以下「地共済法施行規程改正命令」という。）、私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令（令和６年文部科学省令第３２号。以下「私学共済法施行規則改正省令」という。）及び不動産登記規則の一部を改正する省令（令和６年法務省令第４７号。以下「不登規則改正省令」という。）が本日から施行され、本日付け法務省民二第１６７５号当職通達「不動産登記事務取扱手続準則の一部改正について」（以下「改正準則」という。）を発出したところですが、これらに伴う不動産登記事務の取扱いについては、下記の点に

留意するよう、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお、本通達中、「不登規則」とあるのは不動産登記規則（平成１７年法務省令第１８号）を、「新不登規則」とあるのは不登規則改正省令による改正後の不登規則を、「新準則」とあるのは改正準則による改正後の不動産登記事務取扱手続準則（平成１７年２月２５日付け法務省民二第４５６号当職通達）をいいます。

おって、この通達に抵触する従前の取扱いは、この通達により変更したものと了知願います。

記

第１　資格確認書等に係る法令の内容

１　特別児童扶養手当証書の廃止

特別児童扶養手当証書は、令和６年７月１日に廃止するものとされた（特別児童扶養手当法施行令改正令）。

２　健康保険証等の廃止及び資格確認書の新設

(1) 健康保険証等の廃止

ア　国民健康保険、健康保険、船員保険及び後期高齢者医療の被保険者証、国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合の組合員証並びに私立学校教職員共済制度の加入者証（以下「健康保険証等」という。）は、令和６年１２月２日（以下「施行日」という。）に廃止するものとされた（番号法等改正法第１０条及び第１２条、厚生労働省整備省令第１条及び第２条、国公共済法施行規則改正省令、地共済法施行規程改正命令並びに私学共済法施行規則改正省令）。

イ　既に交付されている健康保険証等については、改正前の規定により効力を有する間（当該期間の末日が施行日から起算して１年を経過する日の翌日以後であるときは、施行日から起算して１年間とする。）は、なお従前の例によるとする旨の経過措置が設けられた（番号法等改正法附則第１６条及び第１８条、厚生労働省整備省令附則第２条及び第６条、国公共済法施行規則改正省令附則第２条、地共済法施行規程改正命令附則第２条並びに私学共済法施行規則改正省令附則第２条）。

(2) 資格確認書の新設

前記(1)アに伴い、一定の場合において、国民健康保険、健康保険、船員保険若しくは後期高齢者医療の被保険者、国家公務員共済組合若しく

は地方公務員共済組合の組合員、私立学校教職員共済制度の加入者等に対し、その資格に係る情報を記載した書面の交付又は当該事項の電磁的方法による提供（以下当該書面又は当該電磁的方法により提供されたものを「資格確認書」という。）がされることなどとされた（番号法等改正法第１０条による改正後の国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第９条第２項、番号法等改正法第５条による改正後の健康保険法（大正１１年法律第７０号）第５１条の３第１項、番号法等改正法第６条による改正後の船員保険法（昭和１４年法律第７３号）第２８条の２第１項、番号法等改正法第１２条による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第５４条第３項、番号法等改正法第９条による改正後の国家公務員共済組合法（昭和３３年法律第１２８号）第５３条の２第１項、番号法等改正法第１１条による改正後の地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号）第５５条の２第１項、私立学校教職員共済法（昭和２８年法律第２４５号）第２５条において準用する番号法等改正法第９条による改正後の国家公務員共済組合法第５３条の２第１項等）。

なお、資格確認書には、健康保険証等と同様の事項が記載又は記録することとされている。

第２　資格確認書等に係る不動産登記事務の取扱い

１　施行日以降における資格者代理人による本人確認

(1) 特別児童扶養手当証書

前記第１の１に伴い、不登規則第７２条第２項第２号に掲げる書類から特別児童扶養手当証書が削除された（新不登規則第７２条第２項第２号）。

したがって、施行日以降において資格者代理人が申請人から提示を受けた特別児童扶養手当証書については、同号に掲げる書類として認められない。

(2) 健康保険証等

前記第１の２(1)アに伴い、不登規則第７２条第２項第２号に掲げる書類から健康保険証等が削除された（新不登規則第７２条第２項第２号）。

他方、同号の規定の適用については、不登規則改正省令の施行の際現に交付されている健康保険証等（当該申請人の氏名、住所及び生年月日

の記載があるものに限る。）は、前記第１の２(1)イにより従前の例によるとされる間は、同号に掲げる書類とみなす旨の経過措置が設けられた（不登規則改正省令附則第２項）。

したがって、当該期間において資格者代理人が申請人から提示を受けた健康保険証等については、同号に掲げる書類として認められる。

(3) 資格確認書

前記第１の２(2)に伴い、不登規則第７２条第２項第２号に掲げる書類に資格確認書（書面によって作成されたものに限る。以下同じ。）が追加された（新不登規則第７２条第２項第２号）。

したがって、施行日以降において資格者代理人が申請人から提示を受けた資格確認書については、同号に掲げる書類として認められる。

２　施行日以降における登記官による本人確認

前記１の取扱いは、不動産登記法（平成１６年法律第１２３号）第２４条第１項の規定による本人確認その他の不動産登記事務における登記官による本人確認においても同様とする。

なお、資格確認書には、健康保険証等と同様に保険者番号及び被保険者等記号・番号が記載されるところ、資格確認書の写しに係る保険者番号及び被保険者等記号・番号の取扱いは、従前の健康保険証等の写しに係る保険者番号及び被保険者等記号・番号と同様である（新準則第３３条第５項及び別記第５１号注４参照）。